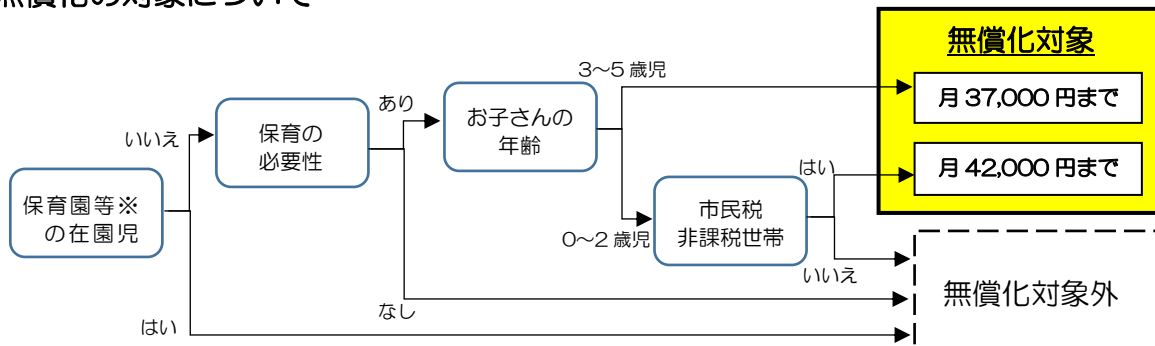


年末保育の無償化について

年末保育のご利用にあたり、無償化の対象となる場合があります。

◆ 無償化の対象について



※保育園等とは…認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、認定こども園、企業主導型保育事業、幼稚園（平日 8 時間以上かつ開所日数 200 日以上の子育て支援を提供している場合）

◆ 手続きについて

詳しくは、まちだ子育てサイトにて「認可外保育施設等の施設等利用給付（無償化給付）」のページをご覧ください。

ホーム>目的から探す>手当・給付>子どもの手当・助成>認可外保育施設等の施設等利用給付（無償化給付）

<https://kosodate-machida.tokyo.jp/mokuteki/2/4/7441.html>



※ 無償化の対象となるお子さんで、12月中に、病児・病後児保育、一時保育、ファミリーサポートセンター等を利用する場合、合算して給付申請ができます。

ご不明な点はお問い合わせください

内 容	お 問 合 せ 先	電 話 番 号
無償化に必要なお子さんの認定に関する事	町田市子ども生活部 保育・幼稚園課 支援係	042-724-2137
無償化に伴う給付に関する事	町田市子ども生活部 子ども総務課 手当医療費助成係	042-724-2551
年末保育の申込みに関する事	町田市子ども生活部 子育て推進課 事業係	042-724-4468
年末保育の保育内容等に関する事	町田市立町田保育園	042-722-2679